

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-変 2-他-F-13-0001 改 1
提出年月日	2023年3月 29日

女川2号機 外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の設計進捗  
に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて

2023年3月

東北電力株式会社

女川2号機 外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の  
設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて

1. 工事目的

外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）について、**弁本体の使用材料を板材から管材**に変更する。

2. 工事概要

本工事は、**弁本体の使用材料を板材から管材に変更するものである。**

使用材料の変更による、**要目表変更箇所**は以下のとおりである（添付資料1～3参照）。

(1) 材料

第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル(No.1), (No.2), (No.3)

変更前：－

変更後：

第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル(No.1), (No.2), (No.3)

変更前：－

変更後：

第2号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No.1), (No.2)

変更前：－

変更後：

第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No.1), (No.2), (No.3)

変更前：－

変更後：

第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル(No.1), (No.2)

変更前：－

変更後：

第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル(No.1), (No.2)

変更前：－

変更後：

第3号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No.1), (No.2)

変更前：－

変更後：

第3号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No.1), (No.2), (No.3)

変更前：－

変更後：

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

### 3. 工事の必要性

逆止弁付ファンネル製作時における弁本体の加工性を考慮し、使用材料を板材から管材へ変更することから、要目表の記載を一部変更する。

### 4. 設工認手続きについて

弁本体の使用材料を板材から管材へ変更することにより、要目表記載項目のうち「材料」が変更となる。

本変更は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一において、外郭浸水防護設備に係るものの「改造」に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請を行うものである。

### 5. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

本変更を申請するにあたり、技術基準規則の条文ごとに、外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）が該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料4に示す。

### 6. 添付すべき資料の整理

本工事の設計及び工事計画変更認可申請書に添付すべき書類は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて、下欄に記載される添付書類を添付する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料5に示す。

以 上

添付資料1：外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）構造図

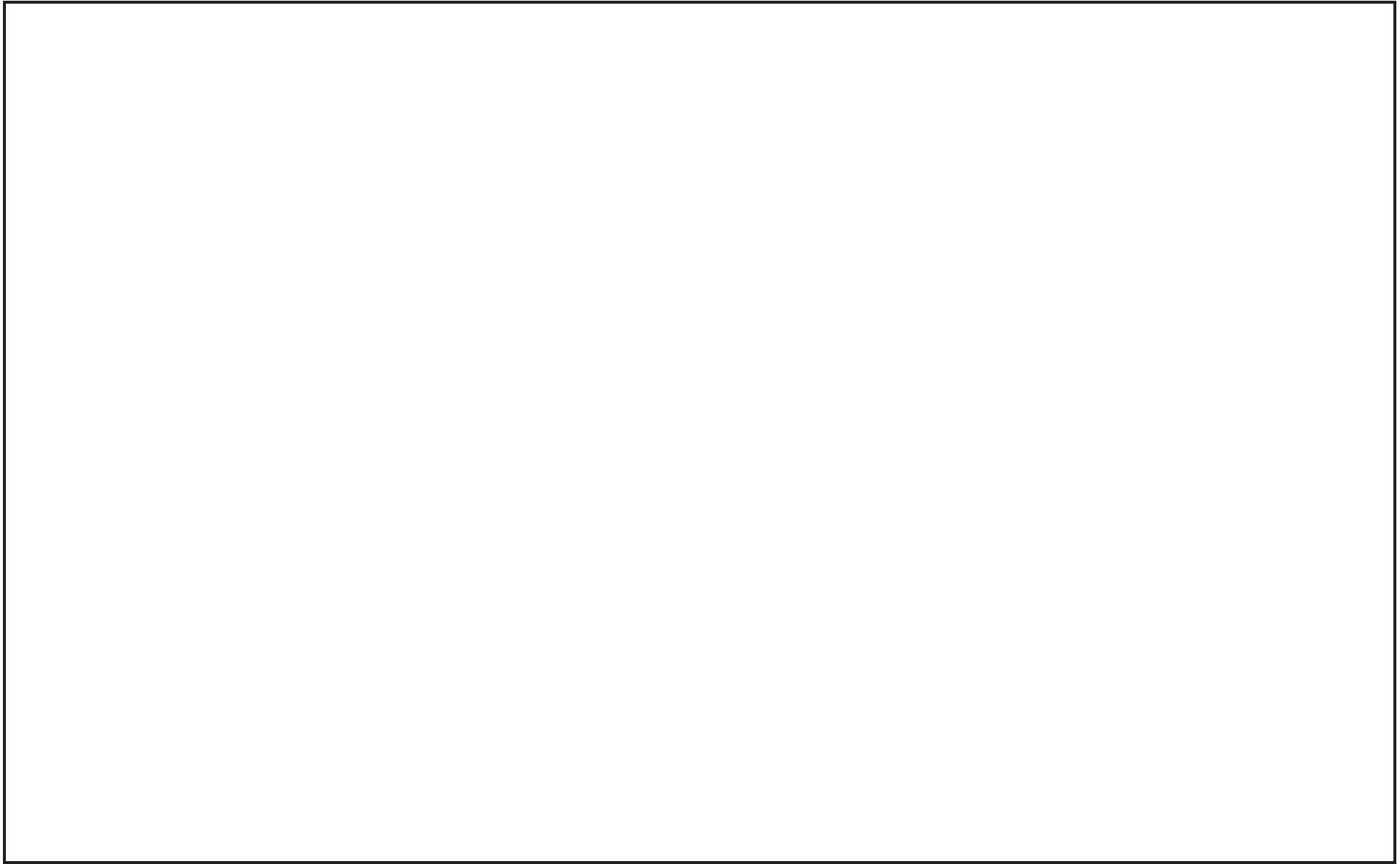
添付資料2：外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の要目表（今回変更認可申請資料）

添付資料3：機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）

添付資料4：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

添付資料5：設計及び工事計画変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

添付資料 1 : 外郭浸水防護設備 (逆止弁付ファンネル) 構造図



枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

添付資料 2 : 外郭浸水防護設備 (逆止弁付ファンネル) の要目表 (今回変更認可申請資料)

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 2 号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2), (No. 3)
種 類	—	逆止弁付ファンネル		
主 要 寸 法	外 径	mm		
	高 さ	mm		
材 料	—			

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

: 手続き対象

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 2 号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B) (D)室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2), (No. 3)
種 類		—		逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	外 径	mm		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

 : 手続き対象

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 2 号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2)
種 類	—			逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	外 径	mm		
	高 さ	mm		
材 料	—			

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

 : 手続き対象

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 2 号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2), (No. 3)
種	類	—		逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	外 径	mm		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

: 手続き対象



			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル(No.1), (No.2)
種 類		—		逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	外 径	mm		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

: 手続き対象

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2)
種 類	—			逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	外 径	mm		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

 : 手続き対象

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 3 号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2)
種 類	—			逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	外 径	mm		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

 : 手続き対象

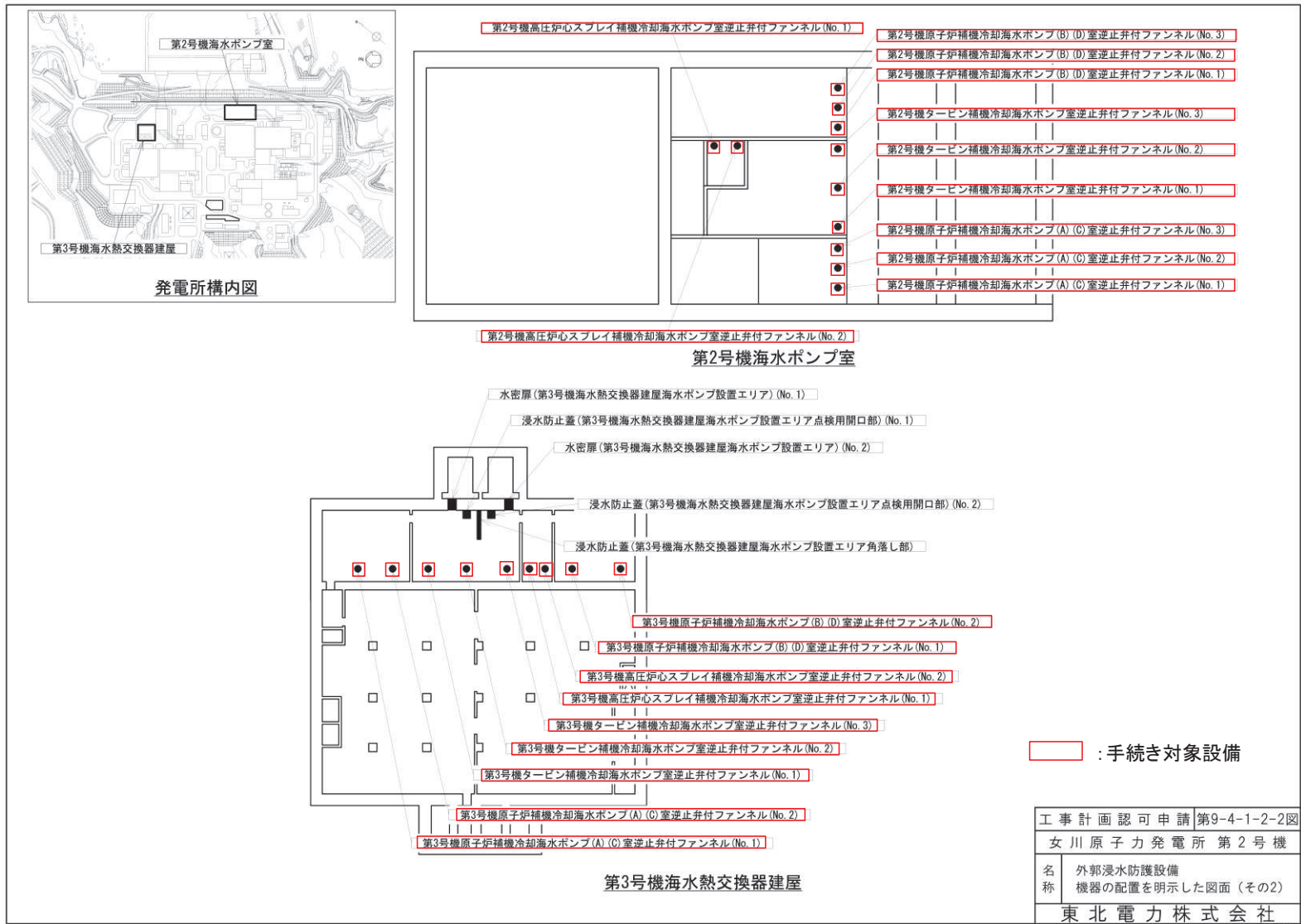
			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 3 号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No. 1), (No. 2), (No. 3)
種 類		—		逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	外 径	mm		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

 : 手続き対象

添付資料3：機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）



工事計画認可申請	第9-4-1-2-2図
女川原子力発電所 第2号機	
名称	外郭浸水防護設備 機器の配置を明示した図面(その2)
東北電力株式会社	

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

○：対象となる条文

×：対象外の条文

技術基準条文		外郭浸水防護設備		理 由
		適用条文	適合性確認条文	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	×	外郭浸水防護設備は、設計基準対象施設であり、逆止弁付ファンネルの材料を板材から管材の記載に変更するもの、設置場所の変更を行うものではなく、設計基準対象施設の地盤に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第5条	地震による損傷の防止	○	○	外郭浸水防護設備は、耐震重要度分類Sクラス機器に該当し、逆止弁付ファンネルの材料を板材から管材の記載に変更するものであることから、基準地震動等に対してその安全性が損なわれるおそれがないことを本工事計画により示す。
第6条	津波による損傷の防止	○	○	外郭浸水防護設備は、浸水防止設備に該当し、逆止弁付ファンネルの材料を板材から管材の記載に変更するものであることから、津波による損傷の防止に係る設計を満足することを、本工事計画により示す。
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	×	外郭浸水防護設備は、設計基準対象施設に該当し、防護対象設備に該当するもの、逆止弁付ファンネルの材料を板材から管材の記載に変更するものであり、設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置等の変更を行うものではなく、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第8条	立入りの防止	○	×	外郭浸水防護設備は、設計基準対象施設に該当し、逆止弁付ファンネルの材料を板材から管材の記載に変更するものであり、設置場所等を変更するものではなく、立入りの防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×	外郭浸水防護設備は、設計基準対象施設に該当し、逆止弁付ファンネルの材料を板材から管材の記載に変更するものであり、設置場所等を変更するものではなく、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから、適用条文とはならない。
第11条	火災による損傷の防止	×	×	外郭浸水防護設備は、設計基準対象施設であるものの、クラス1、クラス2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器に該当しないことから、適用条文とはならない。
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	×	×	外郭浸水防護設備は、設計基準対象施設であるものの、クラス1、クラス2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能維持するために必要な設備に該当しないことから、適用条文とはならない。
第13条	安全避難通路等	○	×	外郭浸水防護設備は、設計基準対象施設に該当し、逆止弁付ファンネルの材料を板材から管材の記載に変更するものであり、設置場所の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第14条	安全設備	×	×	外郭浸水防護設備は、安全施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第15条	設計基準対象施設の機能	○	×	外郭浸水防護設備は、設計基準対象施設に該当するもの、逆止弁付ファンネルの材料を板材から管材の記載に変更するものであり、系統機能、構成および設置場所を変更するものではなく、設計基準対象施設の機能に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	×	外郭浸水防護設備は、全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから、適用条文とはならない。
第17条	材料及び構造	×	×	外郭浸水防護設備は、クラス1機器及びクラス1支持構造物、クラス2機器及びクラス2支持構造物に該当しないため、適用条文とはならない。
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	外郭浸水防護設備は、クラス1機器、クラス2機器及びクラス3機器に該当しないため、適用条文とはならない。
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×	外郭浸水防護設備は、一次冷却系統に該当しないことから、適用条文とはならない。

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

○：対象となる条文

×：対象外の条文

技術基準条文		外郭浸水防護設備		理 由
		適用条文	適合性確認条文	
第20条	安全弁等	×	×	外郭浸水防護設備は、設計基準対象施設に該当するもの、安全弁等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第21条	耐圧試験等	×	×	外郭浸水防護設備は、クラス1機器、クラス2機器及びクラス3機器に該当しないため、適用条文とはならない。
第22条	監視試験片	×	×	外郭浸水防護設備は、設計基準対象施設に該当するもの、容器に該当しないことから、適用条文とはならない。
第23条	炉心等	×	×	外郭浸水防護設備は、炉心等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第24条	熱遮蔽材	×	×	外郭浸水防護設備は、熱遮蔽材に該当しないことから、適用条文とはならない。
第25条	一次冷却材	×	×	外郭浸水防護設備は、一次冷却材に該当しないことから、適用条文とはならない。
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	×	外郭浸水防護設備は、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから、適用条文とはならない。
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	外郭浸水防護設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから、適用条文とはならない。
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	×	外郭浸水防護設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第29条	一次冷却材処理装置	×	×	外郭浸水防護設備は、一次冷却材処理装置に該当しないことから、適用条文とはならない。
第30条	逆止め弁	×	×	外郭浸水防護設備は、放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから、適用条文とはならない。
第31条	蒸気タービン	×	×	外郭浸水防護設備は、蒸気タービンに該当しないことから、適用条文とはならない。
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×	外郭浸水防護設備は、非常用炉心冷却設備に該当しないことから、適用条文とはならない。
第33条	循環設備等	×	×	外郭浸水防護設備は、循環設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第34条	計測装置	×	×	外郭浸水防護設備は、計測装置に該当しないことから、適用条文とはならない。
第35条	安全保護装置	×	×	外郭浸水防護設備は、安全保護装置に該当しないことから、適用条文とはならない。

○：対象となる条文

×：対象外の条文

技術基準条文		外郭浸水防護設備		理 由
		適用条文	適合性確認条文	
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	外郭浸水防護設備は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから、適用条文とはならない。
第37条	制御材駆動装置	×	×	外郭浸水防護設備は、制御材駆動装置に該当しないことから、適用条文とはならない。
第38条	原子炉制御室等	×	×	外郭浸水防護設備は、原子炉制御室等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第39条	廃棄物処理設備等	×	×	外郭浸水防護設備は、廃棄物処理設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×	外郭浸水防護設備は、廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×	外郭浸水防護設備は、放射性物質による汚染の防止に該当しないことから、適用条文とはならない。
第42条	生体遮蔽等	×	×	外郭浸水防護設備は、生体遮蔽等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第43条	換気設備	×	×	外郭浸水防護設備は、換気設備に該当しないことから、適用条文とはならない。
第44条	原子炉格納施設	×	×	外郭浸水防護設備は、原子炉格納施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第45条	保安電源設備	×	×	外郭浸水防護設備は、保安電源設備に該当しないことから、適用条文とはならない。
第46条	緊急時対策所	×	×	外郭浸水防護設備は、緊急時対策所に該当しないことから、適用条文とはならない。
第47条	警報装置等	×	×	外郭浸水防護設備は、警報装置等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第48条	準用	×	×	外郭浸水防護設備は、補助ボイラ、ガスタービン、内燃機関又は電気設備に該当しないことから、適用条文とはならない。
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第50条	地震による損傷の防止	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第51条	津波による損傷の防止	○	○	外郭浸水防護設備は、浸水防止設備に該当し、逆止弁付ファンネルの材料を板材から管材の記載に変更するものであることから、津波による損傷の防止に係る設計を満足することを、本工事計画により示す。



## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

○：対象となる条文

×：対象外の条文

技術基準条文		外郭浸水防護設備		理 由
		適用条文	適合性確認条文	
第52条	火災による損傷の防止損傷の防止	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第53条	特定重大事故等対処施設	×	×	外郭浸水防護設備は、特定重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第54条	重大事故等対処設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第55条	材料及び構造	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第57条	安全弁等	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第58条	耐圧試験等	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。

○：対象となる条文

×：対象外の条文

技術基準条文		外郭浸水防護設備		理 由
		適用条文	適合性確認条文	
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第71条	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第72条	電源設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第73条	計装設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第75条	監視測定設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第76条	緊急時対策所	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。
第78条	準用	×	×	外郭浸水防護設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。

設計及び工事計画変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通			
1	送電関係一覧図	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の <b>弁本体の使用材料の変更</b> により、送電関係一覧図に変更を生じないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書	×	女川原子力発電所において、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないため不要。
3	工場又は事業所の概要を明示した地形図	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の <b>弁本体の使用材料の変更</b> により、工場又は事業所の概要を明示した地形図に変更を生じないため不要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の <b>弁本体の使用材料の変更</b> により、主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図に変更を生じないため不要。
5	単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。）	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の <b>弁本体の使用材料の変更</b> により、単線結線図に変更を生じないため不要。
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の <b>弁本体の使用材料の変更</b> により、新技術の採用等は実施していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の <b>弁本体の使用材料の変更</b> により、発電用原子炉施設の熱精算図に変更を生じないため不要。
8	熱出力計算書	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の <b>弁本体の使用材料の変更</b> により、熱出力計算書に変更を生じないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通		
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	○ 工事計画認可申請書の工事計画の内容が、令和2年2月26日付け原規規発第2002261号で許可された設置変更許可申請書との整合性を確認する必要があることから添付する。なお、今回の申請に伴う基本設計方針の変更はないことから、令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	× 外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更により、排気中及び排水中の放射性物質の濃度に変更を生じないため不要。
11	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	× 外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更により、人が常時勤務し又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に変更を生じないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	○ 外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更により、自然現象等による損傷防止対策に影響を与えるものでないが、外郭浸水防護設備に該当することから添付する。なお、今回の申請に伴う津波防護に関する設計方針の変更はないことから、令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。
13	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。)並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面	× 外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更により、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置に変更を生じないため不要。

実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通			
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更により、取水口及び放水口に変更を生じないため不要。
15	設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更により、設定根拠に関する説明書にて説明が必要な設備別記載事項に変更は無い。
16	環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇所を明示した図面	×	逆止弁付ファンネルは、環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）に該当する設備ではないため不要。
17	クラス 1 機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス 1 機器をいう。）及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書（クラス 1 機器にあつては、支持構造物を含めて記載すること。）	×	逆止弁付ファンネルは、クラス 1 機器及び炉心支持構造物に該当する設備ではないため不要。
18	安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下における健全性に関する説明書	○	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更に伴い、使用される条件の下における健全性に対して影響を与えるものでないが、設計基準対象施設に該当することから添付する。なお、今回の申請に伴う設計条件の変更はないことから、令和 4 年 9 月 28 日付け原規規発第 2209283 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更により、発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書に変更を生じないため不要。

実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通			
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更により、発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書に変更を生じないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更により、発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書に変更を生じないため不要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更により、通信連絡設備に変更は生じないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更により、安全避難通路に変更は生じないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料の変更により、非常用照明に変更は生じないため不要。

実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)			
1	浸水防護施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	○	外郭浸水防護設備 (逆止弁付ファンネル) の弁本体の使用材料の変更により, 機器の配置及び系統図に変更は無いが, 申請対象を示すため添付する。
2	耐震性に関する説明書 (支持構造物を含めて記載すること。)	○	外郭浸水防護設備 (逆止弁付ファンネル) の弁本体の使用材料を変更することから, 耐震重要度クラスに応じた地震力に耐えられる設計であることを評価するため添付する。
3	強度に関する説明書 (支持構造物を含めて記載すること。)	○	外郭浸水防護設備 (逆止弁付ファンネル) の弁本体の使用材料を変更することから, 浸水防護設備としての構造強度評価を実施するため添付する。
4	構造図	○	外郭浸水防護設備 (逆止弁付ファンネル) の弁本体の使用材料の変更により, 構造図に変更は無いものの, 申請対象を明らかにするために添付する。
5	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○	外郭浸水防護設備 (逆止弁付ファンネル) の弁本体の使用材料の変更における設計及び工事に係る品質管理の方法等を評価する必要があるため, 説明書を添付する。なお, 今回の申請に伴う品質マネジメントシステムに変更はないことから, 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画及び令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。